

◆保育所等利用調整（入園の調整）

- ① 保育所利用調整とは、申請者の保育の必要性を点数化し、入園施設を調整するものです。
- ② 保育の必要性を証明する書類に基づいて、「基本点数」、「調整点数」を算定し、合算した「利用調整点数」により、点数が高い方から利用調整を行います（「基本点数」は保護者それぞれの状況を点数化）。
- ③ 「利用調整点数」が並んだ場合は、各家庭の状況（ひとり親家庭、生活保護世帯、福祉的配慮の必要性、経済的状況、多子世帯、祖父母の居住地等）を考慮して総合的に判断します。

（例）

【保育を必要とする要件】

父 居宅外労働 週5日、1日7時間、週35時間・・・基本点数 50
母 居宅外労働 週4日、1日6.5時間、週26時間・・・基本点数 40

【調整項目】

母が育休を取得しており、入園月に就労証明書とおりの条件で復職・・・調整点数 10
兄が在園している保育所への入園希望・・・調整点数 10

基本点数 90 + 調整点数 20 = 『利用調整点数 110』

※「基本点数」、「調整点数」は、根拠資料の提出があった場合のみ調整に反映します。

※ 点数が高い場合でも、入園希望園の受け入れ可能枠に空きがなければ入園できません。

※ 入園調整方法は、毎年見直しを行いますので、来年度のルールは検討のうえに変更することがあります。

◇【就労について】

- 「基本点数」A～Cは「就労証明書」、「就労状況申告書」の就労時間から点数を判断します。就労証明書等に記載された契約時間と就労実績時間を比較して、実績時間が契約時間を下回る場合、実績時間で点数化することもあります。なお、就労時間に見合った収入が必要となりますので、「時給が神奈川県 lowest賃金を下回るもの」、「無償のボランティア」、「対価の支払いがないもの」等は『就労』とみなすことはできません。
- 記載に虚偽があったことが判明した場合、内定は取り消し、または退園となります。

◇【入園希望月が次のお子さんの出産予定日と近い場合】

- 「就労証明書」、「就労状況申告書」の提出があった場合でも、入園希望月が次のお子さんの出産予定日と近く、産前産後期間にかかる場合は、母の「基本点数」は、「就労要件」ではなく「出産要件」の35点として調整を行います。入園が決まった場合、出産（予定）日を基準として、産前産後8週の属する月のみの入園となり、産後8週の属する月の末日で退園となります（P14参照）。

（例）4月入園を希望しているが、5月17日出産予定の場合は、4月1日が産前期間にかかるため、母がフルタイムで復職予定でも、母の基本点数は「出産要件」の35点での調整となり、7月末で退園です。

■利用調整基準表…『基本点数』（保護者一人につき、下記のいずれか一つのみ該当）

※この利用調整基準表は、令和7年4月1日以降の入所に係るものから適用します。

要 件 類 型				保 護 者 の 常 態	点 数	
					父	母
A	居宅外労働	主に通勤を伴う ①被雇用者（雇用形態を問わない） ②自営業者		1 週 35 時間以上	50	50
				1 週 30 時間以上	45	45
				1 週 25 時間以上	40	40
				1 週 16 時間以上	35	35
B	居宅内労働	主に居宅を職場とする ①被雇用者（同上） ②自営業者（就労時間の規定がある場合のみ）		1 週 35 時間以上	45	45
				1 週 30 時間以上	40	40
				1 週 25 時間以上	35	35
				1 週 16 時間以上	30	30
		内職	1 週 16 時間以上	20	20	
C	内定	就労内定（居宅内での就労内定は 5 点減点）		1 週 35 時間以上	35	35
				1 週 30 時間以上	30	30
				1 週 25 時間以上	25	25
				1 週 16 時間以上	20	20
D	求職中		入所後週 16 時間以上の求職活動、開業準備をする場合	10	10	
E	出産		出産のため保育にあたれない場合		35	
F	保護者の 疾病、 障がい	入院・自宅療養		入院（1 月以上）、常時臥床	50	50
		通院		通院・加療で常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合	30	30
				通院・加療で保育が必要な場合	10	10
		心身障がい	重度	身体障害者手帳（1・2 級）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1・2 級）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合	50	50
			中度	身体障害者手帳（3・4 級）、療育手帳（B1・B2）、精神障害者保健福祉手帳（3 級）の交付を受けていて、保育が必要な場合	45	45
G	介護・看護	入院		介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35～50	35～50
		自宅		介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働の基準を準用	30～45	30～45
H	就学		就職に必要な技能習得のために月に 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学等に通っている場合	20	20	
I	災害復旧		災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35～50	35～50	

『調整点数』

分 類			家 庭 の 状 況	点 数
ア	就労状況	1	産休・育休明けの復職	10
		2	法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合（0,1 歳児クラスまで）	10
		3	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、1日6時間以上かつ月 20 日以上保育業務に従事（内定）している場合	20
		4	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、月 64 時間以上保育業務に従事（内定）している場合	10
		5	親族が経営する事業所で就労している場合	△10
イ	世帯状況	6	ひとり親家庭	90
		7	生活保護世帯	10
		8	保護者のどちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在が6月以上見込まれる場合	1
		9	65 歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合	△20
		10	市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育施設等に就労（内定）している者を除く）	△100
ウ	きょうだいの状況	11	既に同じ保育施設又は徒歩経路でおおむね 300m 圏内に所在する同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）にきょうだいが入所している場合	10
		12	きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場合	11
		13	きょうだい別園に在園していて、どちらか一方の保育施設にそろえるための転園	30
		14	多胎児（双子や三つ子など）が同一の保育施設に同時に申し込む場合	1
		15	同居の小学校第3学年までの児童が3人以上の世帯（申し込み児童含む）	1
エ	施設の利用状況	16	小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児	20
		17	市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上かつ週 16 時間以上利用している場合（市外在住者を除く）	1
		18	転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入した後に転入前の保育施設等に引き続き入所している場合	5
		19	育児休業に伴う入園継続制度を利用可能な児童が、当該制度を利用せずに、産後休暇期間終了日が属する月の月末までに退園し、復職のためにきょうだい同時に同じ認可保育施設の利用を希望した場合	30
オ	その他	20	子どもが障がいの有する場合（集団保育が可能な場合に限る）	5
		21	在園、卒園児にかかわらず3か月以上の保育料・副食費の滞納がある場合	△50
		22	内定を辞退したことがある（本来入所すべき日が属する年度及びその翌年度が対象）	△10

＊ 児童虐待の恐れがあるなど、児童相談所等により児童福祉の観点から明らかに保育の必要性が認められる場合は、個別判断とする。

※上記の調整項目の適用を希望する場合は、別紙、「保育施設入所申込みチェックシート（重要事項確認票）兼提出物確認チェック票」を参考に、根拠書類等を提出してください。

※【その他 22】内定辞退の減点は、令和 7 年 4 月入園調整以降の内定辞退が対象です（以前の辞退は対象外）。

■調整点数～補足事項～

★就労状況による調整点数

1【産休・育休明けの復職】について

→育児休業の承認を受けた勤務先の「就労証明書」のとおり、これから復職する場合、審査のうえで、適用対象となります。

2【法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合】について

→子どもが1歳の誕生日を迎える前に復職した場合、0歳、1歳クラスの入園申請をしている期間のみ適用対象となります。

3、4【保育業務従事者等への加算】について

→保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で保育業務に従事し「保育業務に係る申立書」及び「保育士証の写し」を提出した場合、勤務時間、日数の状況等を審査のうえで、適用対象となります（有資格者に限る）。

5【親族が経営する事業所で就労している場合】について

→「就労証明書」を審査し、保護者の1親等以内の親族が経営する会社等に勤務している場合、適用対象となります。

★世帯状況による調整点数

6【ひとり親家庭】について

→P12記載の根拠資料（離婚、離婚調停中、未婚等の事実が確認できる）の提出があった場合、審査のうえで、適用対象となります（離婚予定、元配偶者と同居、事実婚状態等の場合は対象外）。

8【保護者のどちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在が6月以上見込まれる場合】について

→P12記載の根拠資料（会社記載の「単身赴任証明書」）等の提出があった場合、審査のうえで、適用対象となります。

9【65歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合】について

→65歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）との同居の実態がある場合、適用対象となります。

※該当する同居者がいた場合でも、P12のとおり「就労証明書」等を提出し、同居者それぞれに保育にあたれない要件がある場合は、適用対象外です。

10【市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育施設等に就労（内定）している者を除く）】について

→P12のとおり、入園希望月の前月末までに転入を予定していることがわかる資料等（「賃貸借契約書」・「不動産売買契約書」）の写しの提出があった場合は、適用対象外です。

★きょうだいの状況による調整点数

11【既に同じ保育施設又は徒歩経路でおおむね300m圏内に所在する同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）にきょうだいが入所している場合】について

→入園を希望する期間の開始日に、既に希望園等にきょうだいが在園している場合、その園の利用調整時のみ適用対象となります（兄が既にA園又はA園から徒歩経路でおおむね300m圏内に所在するA園と同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）に在園していて、妹がA園、B園、C園3施設を希望した場合、A園の利用調整点数のみ10点の加算となります。また、妹が令和8年4月からA園の入園を希望した際、兄が令和8年3月末でA園又はA園から徒歩経路でおおむね300m圏内に所在するA園と同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）を卒園する場合は加算の対象外です）。

12【きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場合】について

→入園の申請をする際、きょうだいが同時に同じ園を希望した場合、きょうだいそれぞれの利用調整点数に適用されます（兄がA園、B園、C園を希望し、妹がA園、B園を希望した場合、兄のC園の利用調整点数には加算がありません）。

13【きょうだいが別園に在園していて、どちらか一方の保育施設にそろえるための転園】について

→前年度以前に、きょうだい同時に同じ施設を希望したものの、利用調整の結果、やむを得ず別園となった場合、4月にどちらか一方の園にそろえるための申請に限って、適用対象となります（転園の申請は4月のみです）。

14【多胎児（双子や三つ子など）が同一の保育施設に同時に申し込む場合について】

→入園の申請をする際、多胎児が同時に同じ園を希望した場合、多胎児それぞれの利用調整点数に適用されます。

※本項目は調整項目12と重複して加算の対象となります。

15【同居の小学校第3学年までの児童が3人以上の世帯（申し込み児童含む）】について

→入園の申請をする際、申請書に同居の児童の記載があった場合のみ、審査のうえで、適用対象となります。

※入園を希望する年度の4月1日時点に在籍している学年を基準とします。

★施設の利用状況による調整点数

16【小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児】について

→逗子市内外問わず小規模保育施設・家庭的保育施設を卒園した児童が適用対象となります。ただし、卒園後の連携施設の設定がある場合は適用対象外です。※「かぐのみ保育園」は、「かぐのみ幼稚園」を卒園後の連携施設に設定していますので、適用対象外となります。

17【市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上利用している場合（市外在住者を除く）】について

→逗子市内の認可保育施設等の申請をしたものの、不承諾となり、やむを得ず市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上利用している場合、入園希望月の直近3か月以上の利用実績を記載した「施設の利用証明書」を提出した際は、審査のうえで、適用対象となります。

18【転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入前の保育施設等に引き続き入所している場合】について

→転入時、逗子市内の認可保育施設等の申請をしたものの、不承諾となり、やむを得ず引き続き転入前の認可保育施設等に入所している場合のみ適用対象となります。なお、転入前の認可保育施設等を、市が定める就労・疾病要件等で、週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上していない場合は適用対象外です。

※認可外保育施設利用者は、調整項目17が対象となります。

19【育児休業に伴う入園継続制度を利用可能な児童が、当該制度を利用せずに、産後8週の日の属する月の末日までに退園し、復職のためにきょうだい同時に同じ認可保育施設の利用を希望した場合】について

→P21の育児中の在園継続制度を上の子が利用せず退園した場合、次回のきょうだいの逗子市の保育園の入園申請（育休復帰のための申請）の際に、きょうだいそれぞれに調整加算を設けます（入園枠を保障するものではありません）。

★その他の調整点数

22【内定を辞退したことがある（本来入所すべき日が属する年度及びその翌年度が対象）】について

→入園内定後に辞退した場合、次回の入園申請の際、辞退した年度およびその次年度末まで利用調整の際に減点対象となります（本人とそのきょうだいが対象）。保育園に預ける必要がなくなり、内定前に「申込み取下届」を提出した場合は、減点対象とはなりません。